

「2025 年度いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事業」運営業務委託契約書 (案)

いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト推進協議会（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）とは、「2025 年度いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事業」運営業務の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）委 託 業 務 名 「2025 年度いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事業」運営業務
- （2）委託業務の内容 甲の定める『「2025 年度いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事業」運営業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）に基づく
- （3）委 託 期 間 契約締結日から 2026 年 3 月 31 日まで
- （4）契 約 保 証 金 （※契約時に適宜記載）

（委託業務の実施）

第 2 条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施について、甲の指示に従わなければならない。

3 乙は、契約締結後、速やかに業務実施計画書（様式第 1 号）を甲に提出しなければならない。

（委託料）

第 3 条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金 _____ 円
（消費税及び地方消費税 _____ 円を含む。）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第 4 条 甲は、委託業務が終了し、委託料の額が確定した後に乙の適正な支払い請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

（実績報告等）

第 5 条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務終了の日から起算して 14 日以内又は 2026 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに、委託業務の実績報告書（様式第 2 号）を甲に提出しなければならない。

（検査及び委託料の額の確定）

第 6 条 甲は、前条の規定により、乙から実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（再委託の制限）

第 7 条 乙は、この委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(著作権)

第 8 条 乙が委託業務により取得した著作権は、甲が継承するものとする。

(委託業務の中止等)

第 9 条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第 4 条、第 5 条及び第 6 条の規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第 10 条 乙は、前条第 1 項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第 11 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときには、何らの催告を要しないで契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため、契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙が、この契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 第 1 項の規定により、この契約が解除される場合において、甲が乙に既に支払った委託料があるときは、その金額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、委託業務を遂行するに当たり、故意又は重大な過失によって甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負うものとする。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

2 乙は、委託業務の成果（委託業務の遂行の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は渡してはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 17 年茨城県条例第 1 号）第 7 条第 2 項及び第 8 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(書類等の整備及び保管)

第 15 条 乙は、委託業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、主たる事務所に、

委託業務が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(実地調査等)

第 16 条 甲は、必要があると認めたときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(改善の指示等)

第 17 条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(管轄裁判所)

第 18 条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 月 日

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 (茨城県産業戦略部産業政策課内)

甲

いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト推進協議会

会長 幡谷 俊一郎

乙

別記（第 15 条関係）

特記事項

- 1 受託者の責務
委託業務の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利権益の保護に十分留意して行うよう努めなければならない。
- 2 個人情報の収集の制限
委託業務を履行するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行なわなければならない。
- 3 個人情報が記録された媒体の保管
個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。
- 4 不要情報の廃棄
利用者に関する個人情報は、委託業務が完結し、甲から指示を受けたときは、速やかに廃棄しなければならない。また、廃棄した旨を甲に対し書面をもって報告すること。
- 5 個人情報の目的外利用及び外部提出の禁止
委託業務を履行するに当たり知り得た情報は、委託業務を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 6 複写又は複製の禁止
委託業務を履行するに当たり、個人情報が記載された帳票等がある場合には、複写又は複製してはならない。
- 7 個人情報についての事故報告
個人情報についての外部への漏洩その他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

様式第 1 号（第 2 条第 3 項関係）

2025 年 月 日

いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト推進協議会 会長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名

業務実施計画書

このことについて、2025 年度いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事業業務委託
契約書第 2 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり提出します。

※業務の実施方法、スケジュール、人員配置等を記載すること

様式第2号（第5条関係）

2025 年 月 日

いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト推進協議会 会長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者名

実績報告書

このことについて、2024年度いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト事業業務委託契約書
第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---------------------|---|
| 1 委 託 料 | 円 |
| 2 概算払済額 | 円 |
| 3 残 額 | 円 |
| 4 業務の実績 | |